

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の
被ばく線量の評価状況について

2026年3月31日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

当社は、福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の被ばく線量について、「外部被ばく線量」、「内部被ばく線量」に分けて評価し、厚生労働省に定期的に報告しています。

本日、2026年2月末までの被ばく線量評価値について、厚生労働省へ報告しましたのでお知らせします。

2月に放射線業務に従事した作業者の被ばく線量評価

- ・外部被ばく線量の最大値：14.28 mSv/月
- ・内部被ばく線量：有意な値は確認されておりません

以 上

<添付資料>

- ・被ばく線量の分布等について

被ばく線量の分布等について

1. 外部被ばくによる実効線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の外部被ばく線量分布（各月別の全入域者数）を表1に示す。

表1 外部被ばく線量

区分(mSv)	R7.12月			R8.1月			R8.2月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	0	0	0	9	9
5超え～10以下	0	4	4	0	16	16	0	45	45
1超え～5以下	19	319	338	3	277	280	16	434	450
1以下	989	6935	7924	1001	6808	7809	974	6794	7768
計	1008	7258	8266	1004	7101	8105	990	7282	8272
最大(mSv)	3.0	5.7	5.7	1.4	9.3	9.3	3.64	14.28	14.28
平均(mSv)	0.08	0.19	0.18	0.05	0.18	0.16	0.08	0.28	0.25

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

2. 外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の1月末（R3.4～R8.1）と2月末（R3.4～R8.2）を表2に、年度の累積線量分布の1月末（R7.4～R8.1）と2月末（R7.4～R8.2）を表3に示す。

表2 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R8.1月 (2021.4～2026.1)			R3.4～R8.2月 (2021.4～2026.2)			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	2	2	0	3	3	0	1	1
50超え～75以下	0	195	195	0	208	208	0	13	13
20超え～50以下	41	1591	1632	42	1613	1655	1	22	23
10超え～20以下	90	2102	2192	93	2142	2235	3	40	43
5超え～10以下	144	1881	2025	141	1882	2023	-3	1	-2
1超え～5以下	403	3041	3444	413	3065	3478	10	24	34
1以下	1406	10145	11551	1403	10255	11658	-3	110	107
計	2084	18957	21041	2092	19168	21260	8	211	219
最大(mSv)	43.62	76.67	76.67	44.45	76.85	76.85	-	-	-
平均(mSv)	2.23	5.95	5.58	2.26	5.99	5.62	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業者）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※H23.10月以降、有意な内部取り込みは認められていない。

表3 年度累積線量

区分(mSv)	R7.4～R8.1月			R7.4～R8.2月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	415	415	0	537	537	0	122	122
5超え～10以下	20	725	745	30	775	805	10	50	60
1超え～5以下	125	1871	1996	133	2017	2150	8	146	154
1以下	1257	7017	8274	1250	7032	8282	-7	15	8
計	1402	10028	11430	1413	10361	11774	11	333	344
最大(mSv)	9.3	19.8	19.8	9.52	19.8	19.8	-	-	-
平均(mSv)	0.41	1.62	1.47	0.46	1.76	1.61	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

3. 特定高線量作業従事者の外部被ばく線量と内部被ばく線量の合算値（実効線量）

特定高線量作業従事者※1の累積線量分布を表4に示す。

表4 累積線量（特定高線量作業従事者）

区分(mSv)	H23.3月～H27.9月
100超え	1
75超え～100以下	191
50超え～75以下	233
20超え～50以下	267
10超え～20以下	186
5超え～10以下	129
1超え～5以下	145
1以下	51
計	1203
最大(mSv)	102.69
平均(mSv)	36.49

（H27.10月より特定高線量作業従事者としての届出は実施していないため、H27.9月までの表として記載）

※1 特定高線量作業従事者

電離放射線障害防止規則第7条の緊急被ばく限度（100mSv）が適用されるとされている作業に従事する者。具体的には、発電所に属する原子炉施設並びに蒸気タービン及びその付属設備又はその周辺の区域であって、その線量が1時間につき0.1mSvを超えるおそれのある場所において、原子炉施設若しくは使用済燃料貯蔵槽を冷却する設備の機能を維持するための作業を行うとき又は原子炉施設の故障、破損等により多量の放射性物質の放出のおそれのある場合に、これを抑制若しくは防止するための機能を維持するための作業に従事する者を指す。

なお、これまでの特定高線量作業従事者については東電社員のみが対象者である。

※2 特定高線量作業従事者の人数は、H23.3月～H27.9月の間で、過去に1度でも特定高線量作業従事者に届出したことのある者である。

※3 A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※4 H23.3月～H27.9月の累計の最大値（100超え）は、H25.7月に実施したH23.3月の内部被ばく線量を見直したことに伴うものである。

4. 等価線量

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の過去3ヶ月の等価線量（皮膚）分布を表5に、等価線量（水晶体）分布を表6に示す。

表5 皮膚

区分(mSv)	R7.12月			R8.1月			R8.2月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	0	0	0	9	9
5超え～10以下	1	24	25	0	18	18	0	49	49
1超え～5以下	20	404	424	5	350	355	17	455	472
1以下	987	6830	7817	999	6733	7732	973	6769	7742
計	1008	7258	8266	1004	7101	8105	990	7282	8272
最大(mSv)	5.1	9.7	9.7	1.5	9.3	9.3	3.64	14.28	14.28
平均(mSv)	0.08	0.24	0.22	0.05	0.21	0.19	0.08	0.29	0.27

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表6 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.12月			R8.1月			R8.2月		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	0	0	0	3	3	0	9	9
5超え～10以下	0	10	10	0	18	18	0	48	48
1超え～5以下	20	331	351	3	274	277	17	456	473
1以下	988	6917	7905	1001	6806	7807	973	6769	7742
計	1008	7258	8266	1004	7101	8105	990	7282	8272
最大(mSv)	4.1	6.5	6.5	1.4	11.2	11.2	3.64	14.28	14.28
平均(mSv)	0.08	0.20	0.19	0.05	0.19	0.17	0.08	0.29	0.26

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。なお、令和3年4月1日以前の眼の水晶体の等価線量限度は150mSv/年（緊急被ばく限度300mSv）である。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。（R3.4月より）

5. 等価線量の累積値

福島第一原子力発電所にて放射線業務に従事した作業者の1月末（R7.4～R8.1）と2月末（R7.4～R8.2）の等価線量（皮膚）の年度累積分布の比較を表7に、1月末（R7.4～R8.1）と2月末（R7.4～R8.2）の等価線量（水晶体）の年度累積分布を表8に示す。

また、令和3年4月1日を始期とする5年間の累積線量分布の1月末（R3.4～R8.1）と2月末（R3.4～R8.2）を表9に示す。

表7 皮膚

区分(mSv)	R7.4～R8.1月			R7.4～R8.2月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
500超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300超え～500以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250超え～300以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200超え～250以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
150超え～200以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	2	2	0	2	2	0	0	0
50超え～75以下	0	4	4	0	4	4	0	0	0
20超え～50以下	0	30	30	0	33	33	0	3	3
10超え～20以下	0	546	546	0	665	665	0	119	119
5超え～10以下	26	775	801	35	834	869	9	59	68
1超え～5以下	123	1817	1940	129	1936	2065	6	119	125
1以下	1253	6854	8107	1249	6887	8136	-4	33	29
計	1402	10028	11430	1413	10361	11774	11	333	344
最大(mSv)	9.6	81.7	81.7	9.61	82.82	82.82	-	-	-
平均(mSv)	0.44	1.95	1.77	0.49	2.10	1.90	-	-	-

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、皮膚の等価線量限度は500mSv/年（緊急被ばく限度1Sv）となっている。

※皮膚の等価線量は、70μm線量当量で評価しており、胸部または腹部の他に手などの末端部の測定を行った場合は、その最大値としている。

表8 眼の水晶体

区分(mSv)	R7.4～R8.1月			R7.4～R8.2月			増減		
	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計	東電社員	協力企業	計
150超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100超え～150以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50超え～75以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20超え～50以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10超え～20以下	0	476	476	0	612	612	0	136	136
5超え～10以下	22	717	739	31	757	788	9	40	49
1超え～5以下	123	1862	1985	132	2019	2151	9	157	166
1以下	1257	6973	8230	1250	6973	8223	-7	0	-7
計	1402	10028	11430	1413	10361	11774	11	333	344
最大(mSv)	9.6	17.2	17.2	9.61	17.20	17.20	-	-	-
平均(mSv)	0.42	1.73	1.57	0.47	1.88	1.71	-	-	-

※A PD値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50mSv/年かつ、100mSv/5年（緊急被ばく限度300mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。

ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。

表9 眼の水晶体 5年累積線量

区分(mSv)	R3.4～R8.1月 (2021.4～2026.1)			R3.4～R8.2月 (2021.4～2026.2)			増減		
	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計	東電 社員	協力 企業	計
100超え	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75超え～100以下	0	7	7	0	7	7	0	0	0
50超え～75以下	0	251	251	0	267	267	0	16	16
20超え～50以下	44	1672	1716	45	1688	1733	1	16	17
10超え～20以下	87	2110	2197	91	2151	2242	4	41	45
5超え～10以下	148	1799	1947	144	1803	1947	-4	4	0
1超え～5以下	406	3011	3417	416	3036	3452	10	25	35
1以下	1399	10107	11506	1396	10216	11612	-3	109	106
計	2084	18957	21041	2092	19168	21260	8	211	219
最大(mSv)	43.62	78.60	78.60	44.48	78.60	78.60	-	-	-
平均(mSv)	2.26	6.27	5.87	2.30	6.31	5.91	-	-	-

※A P D値の積算値の積算型線量計による月間線量値への置き換えや、積算型線量計のみの着用者（例：免震棟のみの作業員）の値の反映等により線量・人数が変動することがある。

※等価線量は、臓器や組織が受けた線量であり、眼の水晶体の等価線量限度は50 mSv/年かつ、100 mSv/5年（緊急被ばく限度300 mSv）となっている。

※眼の水晶体の等価線量は、中性子線の1cm線量当量、X・γ線およびβ線の3mm線量当量とする。

ただし、X・γ線およびβ線については、放射線の種類およびエネルギーの種類等を考慮して適切と判断した場合は、1cmまたは70μm線量当量としている。

以上